

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也

## 進行要領

発言者	内 容
事務局長	1. 開催日時 平成30年11月20日(火)
	午前9時00分から午前9時25分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室
	3. 出席委員(15人) 別紙のとおり
	4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請
	日程第 4 議案第24号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
	日程第 5 決定第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について
	日程第 6 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出
	2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出
	3. 現況証明願
	日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知
	2. 農地改良届出書
	日程第 8 そ の 他
	6. 農業委員会事務局職員 (4人) 別紙のとおり
	7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 溝口雅也である。
	8. 会議の概要
	開会(午前9時00分)
	定刻となりましたので、只今より、平成30年11月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。
	会長さん宜しくをお願いします。

<p>会長</p>	<p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は15名中15名で、定足数に達しておりますので、只今より11月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、</p> <p>議席番号 5番 飯田 勝 委員 議席番号 6番 大橋 一之 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <p>議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・10件 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・9件 議案第24号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての 証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件 決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・47件 専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・14件 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・3件 3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・10件 2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請10件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から10番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、10件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 2 2 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 2 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 1 0 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 9 件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子ども 3 人の 5 人で生活しております。子どもが成長するにつれて家財道具も増え、大変手狭なため、実家の近くで戸建ての住宅用地を探した結果、両親も納得する場所を譲っていただけの事となりましたので、今般の申請にて申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて長女と二人で生活しています。平成 2 9 年に夫が亡くなり長男が跡を取る事となりましたが、敷地も狭く、築 4 0 年の家では二世帯が生活することはできないので、やむなく自己用住宅を建築することとなり、今般の申請にて申請地を買い受け、自己用住宅を建築する計画です。</p> <p>(3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成 1 6 年から岐阜県海津市に本拠を置き、主に機械器具の据え付け工事業を営んでおります。近年、愛西市にも事務所を構え、機械類の輸送に必要な大型トラックやクレーンなどの保管場所として利用しておりますが、業務の拡大に伴い、営業車や大型トラックを増車する必要があるため、今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場として利用する計画です。</p> <p>(4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦で生活しております。今後、子どもを持つことを考えると今の賃貸住宅では手狭であり、この際、自己用住宅を持つことに決めました。将来、両親の介護が必要な場合にすぐに手助けができるよう、実家の近くで戸建ての住宅用地を探しましたが見つからず、今般の申請にて母が所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p>

事務局	<p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の自宅の一部に事務所を構え、情報通信関係の事業を行っております。当初は企業に出向いて作業を行っていましたが、現在はパソコンを使って遠隔で仕事をすることが可能となり、仕事の打ち合せも自宅の事務所で行うようになったため来客用の駐車場に大変困っております。自宅付近には貸駐車場も無いため、今般の申請にて父が所有する申請地を借り受け、駐車場として利用する計画です。</p> <p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では120枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い地表面につきましては防草シート敷きとし、雨水は西側水路に放流する計画です。</p> <p>(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、津島市や愛西市などで大規模小売店を営んでおります。申請地は大型小売店の駐車場の一部として一体利用されており、農地法の手続きを怠り申し訳ありませんが、今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場として利用したいので、農地転用することをお認めいただきますようお願いいたします。</p> <p>(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて家族6人で生活しています。平成26年に両親と同居を始めましたが自家用車が4台に増えたため、やむなく自宅前に路上駐車しており、ご近所に大変迷惑をお掛けしている状態です。駐車場用地を探したところ隣接する農地を譲っていただける事となりましたので、今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場として利用する計画です。</p> <p>(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて家族で生活しています。近年、自家用車が4台に増えたため、やむなく自宅前に路上駐車しており、ご近所に大変迷惑をお掛けしている状態です。駐車場用地を探したところ隣接する農地を譲っていただける事となりましたので、今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場及び進入路として利用する計画です。</p> <p>以上、9件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第23号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請9件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第24号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願 2件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から2番の願出者住所氏名・土地の所在・地目・面積、事由を朗読及び説明) 以上、2件につきましては、生産緑地の解除に必要な、主たる従事者の証明を行うものです。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第24号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第24号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願 2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1番から47番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第8号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から47番、全体筆数288筆、面積は169,594㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は144筆、84,797㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は7名の方々に、合計144筆、面積は84,797㎡でございます。内容につきましては、作物は水稻、施設用地でございます。公告年月日は平成30年11月30日、契約開始年月日は平成30年12月1日、全て新規でございます。権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 8号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から14番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、14件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、3件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>



事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から10番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、理由、備考を朗読説明) 以上、10件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、1件の届出書を受付いたしました。報告は以上です。</p>
会長	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、11月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時25分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成30年11月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 5番委員 飯 田 勝

議事録署名者

議席番号 6番委員 大 橋 一 之